

事務連絡  
令和6年11月1日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

妥結率等に係る報告書の見直しについて（依頼）

令和6年3月の医療用医薬品の流通改善ガイドラインの改訂を踏まえて、令和6年度診療報酬改定において、医薬品取引状況に係る報告の見直しが行われ、「妥結率等に係る報告書」に、新たに「医療用医薬品の取引状況」、「医療用医薬品の流通改善に関する取組状況」に関する報告項目が追加されました。

新たな報告項目は、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）が、医薬品卸売業者（以下「卸売業者」という。）との取引状況等を確認し、報告するのですが、卸売業者におかれても、医療機関等との取引状況等を確認し、その結果を医療機関等に伝えることは、双方の流通改善ガイドラインへの理解を深め、また、共通認識の形成に繋がるものと考えます。

そのため、卸売業者におかれては、従来からの報告項目である妥結率について、これまでも「妥結率の根拠となる資料」として、医療機関等への提供をお願いしておりますが、新たな報告項目である取引状況等については、医療機関等が報告する際の「参考となる資料」として、医療機関等の妥結率等の報告に併せて、別紙「妥結率等の報告における参考資料」を作成し、医療機関等に提供いただきますようお願いいたします。

なお、卸売業者が別紙を作成して医療機関等に提供するには、一定の準備期間が必要になるため、令和7年度の妥結率等の報告から実施することといたします。

つきましては、貴団体におかれましては、会員に対して周知を図られるようお願いいたします。